請求人樣

西宮市監査委員 村 西 進 同 阿 部 泰 之

「議員派遣視察旅費に係る西宮市職員措置請求」 の監査結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項の規定により平成17年(2005年)4月20日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

1.請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているので、平成 17 年 4 月 25 日これを受理しました。

2.請求の要旨

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 市民クラブの議員派遣による管外視察が、8名の議員と1名の随行職員により、平成 16 年5月 11日から13日に実施された。
- (2) 視察の内容は、長崎市、対馬市、諫早市に旅行し、長崎市は、コミュニティバス「らんらん」について・長崎伝習所について、対馬市は、対馬6町合併について・豊玉文化の郷について、諫早市は、食肉事業所の民間委譲について・商店街ふれあい環境整備事業についてとなっている。
- (3) 要した費用は、議員が790,560円で、随行職員が98,820円である。
- (4) 市議会会議規則第 120 条には、議会は審査又は調査その他必要により議員を派遣しようとすると きは、会議に諮りこれを決定するとあるが、議事録で確認した範囲では本件旅行は会議に諮られて いない。
- (5) 派遣規定では、参加議員・同行職員の公費での旅行が、観光・慰安・親睦旅行など私費で行くべき旅行と誤認・混同されないためにも、議員派遣にはその必要性の理由・根拠が必要とされている。これらの要件が欠けた議員派遣決定は市議会会議規則第 120 条に明らかに抵触するので、議長はこの条項を適用した議員派遣を決定してはならないと考えるのが正しく、本件の議員派遣は違法又は不当に該当する。
- (6) 西宮市と自然的、社会経済的条件、人口・財政規模、市民層、市民意識が類似した近隣都市、兵庫県内、大阪府下の市町で視察すれば十分である。公費の旅費負担が多額になる遠隔地、過疎地などの視察の必要性はない。
- (7) 本件旅行は、地方自治法第2条、14、15、16、17の各規定に反している旅行である。

- (8) 規則上からも、運用においても、公金が支出される会派単位の旅行が、調査研究活動として市民の理解が得られる正当性がある場合にこれを充当するのが正しい。
- (9) 以上の所以で、本件旅行の旅費として議員・随行職員に出された公金の返還を求める。

なお、事実証明書として次の資料の提出がありました。

議員派遣決定書(旅行命令簿)及び支出負担行為伺書・支出命令書・旅費請求内訳書旅行命令簿及び支出負担行為伺書・支出命令書・旅費請求内訳書

議員派遣調査報告書

議員派遣調査感想・意見等

議員行政視察の依頼文書

議員行政視察礼状文書

3.請求人

Α

4.監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨及び陳述内容から、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

平成 16 年 5 月 11 日から同月 13 日にかけて実施された議員 8 名と随行職員 1 名の管外視察は、その必要性の理由、根拠などの要件が欠けた議員派遣決定で、西宮市議会会議規則(以下「会議規則」という。)第 120 条に違反しているか。また、その結果、支給された旅費は違法若しくは不当な公金の支出に当たるか。

5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述及び追加提出された証拠書類並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、議員から選任された監査委員嶋田克興、同蜂谷倫基については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

6. 監査の期間

平成 16年4月20日から同年6月10日まで。

7.請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 17 年 5 月 16 日午前 10 時より請求人が出席し陳述しました。

請求人は、請求の要旨に沿った意見陳述を行うとともに、次のことにも言及しました。

- (1) 会派単位の視察は、本来「西宮市議会政務調査費の交付に関する規則」第6条に規定する政務調査費使途基準を適用すべきである。
- (2) 事務局職員が同行することについては、条例その他にも根拠となる規定はない。 なお、追加の事実証明書類として、次の資料の提出がありました。

8 関係職員の事情聴取

あらかじめ必要関係書類の提出を求め調査照合するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 17 年 5 月 16 日午後 1 時より、西宮市議会事務局の斉藤議会事務局長、中西議会事務局次長、松本庶務課長、市栄議事課長、大西調査課長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

9 事実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

(1) 議員派遣及び閉会中の審査

議員派遣については、法第100条第12項に「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定しています。

また、会議規則第 120 条第 1 項に「議会は、審査又は調査その他の必要により議員を派遣しようとするときは、会議に諮りこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。」と規定しています。

議員からの視察の申出により、議会閉会中であったために議長において派遣を決定したものです。

(2) 本件管外視察等の経過

会派内で視察地・調査項目を決定し、市議会議長から視察先の各市議会議長宛に、平成 16 年 4 月 14 日付で調査事項等を記載した依頼状を送付しています。

それによると、長崎市については同年5月11日(火)午後2時~午後4時半頃、対馬市については同月12日(水)午後2時~午後4時すぎ、諫早市については同月13日(木)午前11時~12時頃に訪問するとし、視察人員及び調査事項は、下記(4)の議員派遣決定書のとおりとなっています。

(3) 事前準備の状況

議員の指示により議会事務局において「地方公共団体総覧(㈱ぎょうせい発行)」及び「都市データパック(東洋経済新報社発行)」等から基礎的データを収集するとともに、個別事項についてはインターネットから情報を収集しています。なお、各市への調査票は作成していません。

(4) 派遣承認の状況

平成 16 年 4 月 27 日付で、議員派遣決定書(旅行命令簿)により議長の決裁により承認されています。それによると、視察先・日程等は、次のとおりです。

視察先	長崎市 対馬市 諫早市					
日 程	平成 16 年 5 月 11 日 ~ 13 日 (2 泊 3 日)					
議員名	岩下彰、片岡保夫、河崎源、小林光枝、阪本武、塚田誠二、中尾孝夫、森池豊武					
	コミュニティバス「らんらん」について・長崎伝習所について					
用務	対馬6町合併について・豊玉文化の郷について					
	食肉事業所の民間委譲について・商店街ふれあい環境整備事業について					

なお、議会事務局次長津田博利に対し、議会事務局長より本件管外視察の随行として旅行命令が 発せられています。

(5) 行政視察の用務経過

平成 16 年 6 月 22 日付で、派遣議員 8 名と随行職員 1 名の連名で、議員 8 名の「議員派遣調査感想・意見等」を添付した「議員派遣調査報告書」を作成し、議長に提出しています。

同報告書によると視察の実施状況は、次のとおりです。

ア 5月11日・長崎市

長崎市議会に赴き、まず、「長崎伝習所について」同市総合企画室主幹から説明を受け、その後、質疑応答を行い、引続き「コミュニティバスについて」同市交通企画課係長より説明を受け、その後、質疑応答を行っています。

イ 5月12日・対馬市

対馬市議会(豊玉支所)に赴き、「対馬6町合併について」同市総務企画担当から説明を受けた 後質疑応答を行い、その後、「豊玉文化の郷」に移動し、現地で公民館長の案内・説明を受け ながら質疑応答を行っています。

ウ 5月13日・諫早市

諫早市議会に赴き、「食肉事業所の民間委譲について」同市農業振興課長から説明を受け、説明聴取後、質疑応答を行い、引続き「商店街ふれあい環境整備事業について」同市商政観光課主任から説明を受けた後、質疑応答を行っています。

(6) 予算の執行状況

ア 予算科目・予算額

予算科目 (款)議会費、(項)市議会費、(目)市議会費、(細目)議会活動経費、(節)旅費、 予算残額 14,977,000 円

イ 執行状況

旅費の支出状況は次のとおりで、西宮市会計規則等に従って適正に処理されています。

(単位:人・円)

区分	人数	金額	支出命令日	支払方法	支払日
議員	8	790,560	16.4.27	概算払	16.5.6
随行	1	98,820	16.4.27	概算払	16.5.6
計		889,380			

ウ 旅費の精算

議員は、議員派遣決定書(旅行命令簿)において、概算額・精算額とも 790,560 円、過不足額 0 円として精算が行われ、議会事務局長の確認印が押印されています。

随行職員は、旅行命令簿において、概算額・精算額とも 98,820 円、過不足額 0 円として精算が行われ、議会事務局庶務課長の確認印が押印されています。

10 監査委員の判断

法第242条第8項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

平成 16 年 5 月 11 日から同年 5 月 13 日に実施された本件管外視察にかかる議員 8 名と随行職員 1 名に対して支給された旅費は、違法または不当な支出に該当する事実は認められません。

従って、本件請求に係る請求人の主張は理由がないものとして棄却します。

以下、その理由を述べます。

(1) 法第 100 条第 12 項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のた

めその他議会において必要と認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と規定しています。

議員派遣は議会の裁量に委ねられたもので、本件議員派遣も裁量権を超えたり、大きく逸脱したものではなく、当該3市の関連施設を現地視察し、各市担当職員から説明を聴取し、質疑応答・意見交換を行い、もって今後の市政の運営に役立てようとするものです。また、視察先が遠隔地であることを理由として単に予算消化のために実施されたものと断定することはできないことから、本件議員派遣の費用として旅費を支給することが、違法または不当な公金の支出に当たるとは言えません。

また、職員の随行は、職員等の旅費に関する条例施行規則第10条第1項第4号「別表の旅費等級2等以下の者が、旅費等級1等にあたる者または同等の旅費の支給を受ける者に随行する場合において、その旅行が宿泊を要する旅行であつて、あらかじめ同一用務により随行することを命じられ当該旅行中同一行動をとつたときは、その者の旅費等級にかかわらず、別表の旅費等級1等の旅費を支給する。」との規定により職員が随行することが予定されており、本件管外視察の随行も正当な命令権者によって随行することが命じられ、旅費の支給も適正に行われていることから、違法とする理由はありません。

なお、市議会においては、平成 17 年度から、議員派遣における職員の随行は行わないこととして います。

- (2) 本件議員派遣は、市議会閉会中のため、会議規則第 120 条第 1 項ただし書きにより議長が派遣を決定したもので、その手続きに違法な点は認められません。
- (3) 平成16年5月11日から13日の3日間、議員派遣として長崎市、対馬市及び諫早市を管外視察し、 その費用として議員8名と随行職員1名の旅費、合計889,380円が支出されているが、その支出手 続きは西宮市会計規則等に従い適正に行われています。

以上のとおり、本件議員派遣の旅費の支給について、特段、違法または不当な点はなく、請求人の 主張は理由がなく、本件請求については認められないものと判断します。